

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (第3条) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H25.9.17 フナフナ イで (同日)	日本側 大嶋英一在ツバル 大使 ツバル側 エネレ・ソシネ ・ソボアツンガ首相	H25.10.3 310号
ツバル	貨物旅客兼用船建造計画のため の贈与に関する日本国政府とツ バル政府との間の交換公文	貨物旅客兼用船建造計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	1,544,000千円 H29.10.31 まで	H25.9.17 フナフナ イで (同日)	日本側 大嶋英一在ツバル 大使 ツバル側 エネレ・ソシネ ・ソボアツンガ首相	H25.10.3 311号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。